## 地球温暖化問題に対する取組み

年・月	場所	会議名等	内容
1988年11月	スイス(ジュネーブ)	IPCC設置	地球温暖化に関する初めての政府間の検討の場を設置
1995年3月	ドイツ(ベルリン)	COP1	温室効果ガス削減の数値目標の国際約束の検討を決定
1997年12月	日本(京都)	COP3	温室効果ガス削減第1約束期間の温室効果ガス削減数値目標を決定(「京都議定書」採択)
1999年10月~11月	ドイツ(ボン)	COP5	多くの国が2002年迄に京都議定書の発効が重要と認識
2001年10月~11月	モロッコ(マラケシュ)	COP7	「京都議定書」の運用ルールで最終合意
2003年12月	イタリア(ミラノ)	COP9	「京都議定書」実施のための詳細なルールを議論
2005年11月~12月	カナダ(モントリオール)	COP11およびCMP1	「京都議定書(2005年2月発効)」の運用ルールの完全な確立とCDM等の改善
2007年12月	インドネシア(バリ島)	COP13およびCMP3	2013年以降の枠組、途上国支援等を議論(「バリ・ロードマップ」を採択)
2008年12月	ポーランド(ポズナン)	COP14およびCMP4	2013年以降の枠組みについて、2009年末の合意に向けた議論
2009年12月	デンマーク(コペンハーゲン)	COP15およびCMP5	「コペンハーゲン合意」に留意することが決定
2010年11月~12月	メキシコ(カンクン)	COP16およびCMP6	「コペンハーゲン合意」の内容を正式決定
2011年11月~12月	南アフリカ(ダーバン)	COP17およびCMP7	「京都議定書」を延長し2020年に新たな法的枠組みを発効させる「ダーバン合意」を採択
2012年11月~12月	カタール (ドーハ)	COP18およびCMP8	2020年発効の新たな枠組み作りの作業計画や京都議定書の8年間延長を盛り込んだ「ドーハ合意」を採択
2013年11月	ポーランド(ワルシャワ)	COP19およびCMP9	2020年以降の枠組みの合意に向けた準備を整える
2014年12月	ペルー (リマ)	COP20およびCMP10	気候行動のための「リマ声明」採択
2015年12月	フランス (パリ)	COP21およびCMP11	「パリ協定」「採択。気温上昇幅を「2度を十分に下回り、1.5度に抑える努力をする」との世界目標を掲げる。
2016年11月	モロッコ(マケラッシュ)	COP22およびCMP12、CMA1	「パリ協定」の実施指針を巡る議論
2017年11月	ドイツ(ボン)	COP23およびCMP13、CMA1-2	パリ協定の実施指針交渉、促進的対話の基本設計、グローバルな気候行動の推進
2018年12月	ポーランド(カトヴィツェ)	COP24およびCMP14、CMA1-3	2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実施指針を採択
2019年12月	スペイン(マドリード)	COP25およびCMP15、CMA2	パリ協定6条(市場メカニズム)の実施指針を議論
2021年10~11月	イギリス(グラスゴー)	COP26およびCMP16、CMA3	今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロおよび2030年に向けて野心的な緩和策、適応策を求める。
2022年11月	エジプト(シャルム・エル・シェイク)	COP27およびCMP17、CMA4	2030年までの「緩和作業計画」を採択。気候変動の悪影響に伴う損失と損害(ロス&ダメージ)支援の措置及び基金の設置を決定。
2023年11月~12月	アラブ首長国連邦(ドバイ)	COP28およびCMP18、CMA5	世界全体の進捗を評価するGSTに関する決定、ロス&ダメージに対応するための基金を含む新たな資金 措置制度に関する決定、「この10年で化石燃料からの脱却を加速させる」との成果文書を採択。
2024年11月	アゼルバイジャン共和国(バクー)	COP29及びCMP19、CMA6	気候資金に関する新規合同数値目標について、「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル(約45兆円)」の途上国支援目標を決定。全てのアクターに対して、途上国向けの気候行動に対する資金を2035年までに年間1.3兆ドル(約195兆円)以上に拡大するため、共に行動することを求める旨決定。

(注)温室効果ガス削減第1約束期間:2008年~2012年 GST:グローバル・ストックテイク〔パリ協定の実施状況を検討し、長期目標達成に向けた進捗を評価する取組み〕 IPCC: 気候変動に関する政府間パネル COP: 気候変動枠組条約締結国会議 CMP: 京都議定書締約国会合 CDM: クリーン開発メカニズム CMA: パリ協定締約国会合